

会 議 録			
会 議 名	第 10 回市貝町自治基本条例町民検討委員会		
日 時	平成 30 年 8 月 7 日（火） 18:00～18:40		
場 所	市貝町役場 2 階大会議室		
出席者	委員 6/14 名 事務局 4 名		
傍聴可否	可	傍 聴 者	0 名
会議次第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) サシバの里いちかい基本条例(案)について (2) 地域座談会の開催について(案) 4 今後の日程について 5 その他 6 閉会		
会 議 内 容			
1 開会（事務局）			
2 委員長あいさつ(委員長)			
<p>本日は、猛暑、また台風等もある中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、私の方から提案させていただき、これは先につながるものなので、検討委員会の考えとして了解をいただきたいと思います。本日はよろしくをお願いします。</p>			
3 議題（進行：委員長）			
(1) サシバの里いちかい基本条例(案)について			
委員長	<p>本日の議題には、地域座談会の開催、今後の日程等ありますけども、全て一貫して書かれています。これを皆さんにお諮りして、短い時間ですけども皆さん意見をいただきたいなと思います。</p> <p>これまで議会の方ともやりとりをして、1 番の論点となって今日まで来ているものですね、住民投票のことに関する部分でございます。第 17 条の部分でございます。</p> <p>本日の資料でいうと、基本条例(案)とある資料の 9 ページですね。特に 17 条の 2 項の部分については、これまで複数回にわたって議論してきた中で、学校だけではないですけれども、学校に関する問題ですとか市貝町の有権者の数の問題とかですね、そこから議論を詰めて有権者の 1/5 以上集まれば。集まるわけではないけど集まればという議論だったですね。それで私の考え方としては、前回の委員会を経て委員の中からもこの 1/5 というのがもうちょっと論拠をお示しした方がいいという意見がでたんですね。それで、それを私としては前回の委員会の時にはそれに対する対応ができなかつ</p>		
委員長			

たと自分なりに熟慮してみますとですね、やはりちょっと 1/5 にこだわるというのは・・・もちろん我々議論はしたのですけれども、今後地域懇談会の説明等々考えますと、説得力の点でもう 1 度見直した方がいいのではないかと考えて思いました。それでですね、考えたんですけれども、この条例は出発点にして将来的にはまた色々議論ができる余地があると思いますので、まずは、やはり色々な他の条文等も重要だと考えますと、地方自治法でうたっている直接請求権のところ、有権者の 1/3 というところで、やはりスタートの部分ではここに合わせた方がよいと思いました。ですと条例の 17 条 2 項のところを 1/5 から 1/3 に替えさせてもらえないかという提案でございます。もちろんこれまでの議論を無視して今更何だということもご意見としてあるのですけれども、ただ 1/3 にしたことによって全てが出ていくものではないので、また推進会議という場でみなさんと議論してゆっくりやっていくのはどうかと考えたところ、今後の説明を考えるとということもありますけれども、私としては 1 番の決め手は委員さんの中でもう少し根拠をしっかりとされた方がいいという意見も出ていたことを受けて、それなら 1/3 として、将来的にはまた考えていきたいということでございます。いかがでしょうかね。このような提案をしたいという想いで今日は出席いただいたといえますか。

・・・

とはいっても前のところが不安定ということも事実ですけどね。たしかにこれまでこうきたのですけれども。

もちろん簡単に変えることはできないものですが、長い将来的に見ればまずそこからスタートすれば色々な形で住民の方にも議会の方にもいいのではないかと考えています。a さんいかがですか。

委員 a 個別設置型と常設型とありますが、これは個別設置型でしょうか。

委員長 そうなっていくわけですね。ただここでいうのは一般には個別設置型なんですけれども、この場合には実際署名が集まっているということですから、実施に関してははですかね。例えば中学生とか 15 歳以上の人を投票権者にしなければならないとか、あと、賛成反対の場合の過半数とか 2/3 以上の賛成が必要であるとか、あるいは対象者の 1/2 以上が投票しなければ成立しないとかいろいろな条件が案件ごとによりますので、ただ住民投票自体は実施していくということで解釈しているんですね。非常につながりとしては重いといえますかね。3 項に町は住民投票の結果を尊重しますとありますからね。そこにむけてあくまで実施はするというところでいろいろな関係がでてくるんですね。

委員 b 市貝町は独自に 1/5 とするのか、ちょっと私も勉強不足でわからないのですけれども、一般的には 1/3 なのでしょうかね。

委員長 そうですね。直接請求権では 1/3 ですね。また中々スケジューリング的にもね、1/5 の論拠を探すというよりもじっくり論じていくのがよいのではないかと考えています。

委員 b ということであれば 1/3 でいいと思います。

委員長 ありがとうございます。C さんはいかがでしょう。

委員 c 今まで 1/5 でしたが、議会と話をした時も、1/5 の根拠は何かという話してあったと思います。説明の仕方次第でいかようにもなるといっては語弊があるかもしれませんが、そのように感じました。しっかりとした説明ができるのであれば 1/3 の方が理解を得やすいと思います。

委員長 ありがとうございます。事務局ではそのところはどうか。

事務局 はい。資料は、上部に「第 17 条 住民投票に関するこれまでの検討経過」と記載されているものを、1 枚目めくっていただきまして、「資料 1 住民による請求の要件について」ということで、他の条例導入先進自治体の例をまとめたものなのですが、1/3 以上、1/4 以上などとした理由は、(資料読み上げによる説明のため記載省略)

委員長 はい。ありがとうございます。色々調べていただきましたが、1/3 以上としている自治体は理由を大事にしたいということですよ。

委員 d 1/3 以上にすれば議会とは関係なく実施できるということでしょうか。

委員長 そうですね。議会に失礼というわけでは決してないのですけれども、前の言い方というのは一応議会に対して諮ってくれと。議会はそれほど重みがあるのだと言っているのですが、何も我々不審の目でやっているわけではないのですけどね。ただこう書かれちゃうとなかなかね・・・。

e さんはいかがでしょう。

委員 e 地方自治法にならうということであればいいと思います。

委員長 ありがとうございます。委員 f は遅れてくるのかな。

事務局 窓口が長引いており、来ることができるかわからないということです。

委員長 わかりました。それではここで・・・

委員 e すみません、この 17 条 4 項の「事案ごとに」というのはどういう意味でしょうか。

事務局 私どももこの事案ごとにとという一文が気になっております。

委員 e 常設型っていう前提でやっているんですよ。

委員長 常設型なんですけれども実際やるとなったら個別にやらなければならないということです。だからすごくいい表現なんです。例えば事案によってはやっぱり中学生、あるいは高校生から投票できることにしようとか。あるいはまた条件ですよ。○×△としたときに、単純に 1/2 以上などと言えないようなケースもできますからね。やはりそのところの条例をつくるのは議会ですから、常設型のことは 1 項 2 項、そして個別の設置を経て実施というのが 4 項ですね。その先まで心配してもね。

委員長 はい。ということですのでそれでは委員会の意向として第 17 条の 2 項については 1/3 以上にするとということよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

委員長 はい。ありがとうございます。それでは今をもって検討委員会の見解として「1/3 以上」ということにさせていただきます。それを受けまして、(2)について事務局から説明をお願いします。

(2) 地域座談会の開催について (案)

4 今後の日程について

5 その他

事務局

はい。これまで検討してきた中で、広報等を通じて住民への周知はしてきたところでございますけれども、地域の方がまだまだ知らない方がいらっしゃるということを言われておりますので、前回の最終的に色々検討していただいたものを資料にしてあり、先ほどの1/3についてはこれから修正しますが、今日見ていただいて特段問題なければこの条例(案)を町内全戸に配布したいと考えております。その配布を受けまして、住民の中でよく見ていただ上で(2)の地域座談会の開催について(案)ということとで以前からお話をさせていただいております町内3地区でそれぞれ委員長と地元の委員に協力をいただき、事務局案ということで資料のとおりご提案させていただきました。当初土曜日等の開催も検討していたところでございますが、議会、運動会等ありまして日程調整ができないことから、このような日程で開催したいと考えました。この開催のチラシを本日の資料につけておりますが、今回進めてきたということと、町内全戸に条例(案)を配布をすること、それからみなさんに知っていただくために座談会を開催したいということでこのチラシも全戸配布したいと考えております。委員の皆様にはご負担になってしまいますが、ご都合等きかせていただきたいと思います。

委員長

本日ご出席の皆様はいかがでしょうかね。

委員一同

問題ありません。

委員長

欠席の委員さんの日程は事務局で調整してください。それではこのように進めていきたいと思えます。

どうしてもこの自治基本条例という名前だと堅苦しくて引いてしまう方が多いと思えますのでできるだけ柔らかくしていきたいと思えます。それではよろしいでしょうか。

では、4の今後の日程ということで事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。次第に記載のとおり周知、座談会の開催、パブリックコメントの実施等々を経て最終的に11月に委員のみなさまに承認をいただければ町長に報告し、最短でいくと12月議会に上程したいと考えております。

委員長

ありがとうございます。私の方から要請というわけではないですけれども、できたあとが本当の町づくりとなりますから、住民の方がこれを好意的に見てどんどんというような反応はあまり期待しないといえますか、そもそも論がでてくると思えます。わからないとか。でもそこは一生懸命説明するというプロセスを経て、できたあと関わっていくということですから。また、推進管理ということで設置後何年か後ではなく

委員長

てできたらすぐに推進会議を開催していくということですからね。はい。ありがとうございます。

その他で皆様からございますでしょうか。

委員 b

周知については、毎月の文書配布での周知になると思えますが、それでは自治会に入っていない人に周知が行き届かない可能性があるため、自治会未加入の方向けに例え

	<p>ば町ホームページに掲載するといったフォローをやっておかないとまずいと思います。</p> <p>委員長 ありがとうございます。事務局でそのように対応をお願いします。また、座談会開催時大学生は夏休み期間中でありますことから、大学の学生に出席するように声かけはしたいと思います。他にはいかがでしょうか。</p> <p>委員 a このチラシなどは全戸配布でしょうか。</p> <p>事務局 前回班回覧でやらせていただいたのですが、やはり見てないとか、班回覧だと見ないといった声がありましたので、全戸配布で周知します。また、自治会に入っていない方にはホームページでの周知の他、町広報誌を郵送している方には同封するなどしたいと考えております。</p> <p>委員長 他にはありますでしょうか。(なし)</p> <p>事務局 事務局からその他ございますでしょうか。</p> <p>委員長 はい。本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。</p>
--	--

5 閉会（委員長）

会議の様子

